

神奈川県行政書士政治連盟役員選出規則

(目的)

第 1 条 この規則は、神奈川県行政書士政治連盟（以下「本連盟」という。）規約第 9 条第 3 項の規定に基づき、役員を選出を公正に行うために必要な事項を定める。

(役員を選出)

第 2 条 役員を選出は、次の方法による。

- (1) 会 長 選考によるものとする。
- (2) 副 会 長 会長が会員の中から指名するものとする。
- (3) 幹 事 長 会長が会員の中から指名するものとする。
- (4) 副 幹 事 長 会長が幹事の中から指名するものとする。
- (5) 幹 事
 - ① 支部長会より 5 人以内の幹事候補者を推薦するものとする。
 - ② 支部長会推薦以外の幹事候補者は会長の推薦によるものとする。
- (6) 会 計 責 任 者 会長が幹事の中から指名するものとする。
- (7) 会 計 副 責 任 者 会長が幹事の中から指名するものとする。
- (8) 支 部 長 各支部より 1 人の支部長候補者を推薦するものとする。
- (9) 会 計 監 事 選考によるものとする。

(候補者の選考)

第 3 条 会長及び会計監事の候補者を選考するため、大会において候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員を選出)

第 4 条 選考委員は、本連盟会長、副会長及び相談役、並びに神奈川県行政書士会会長、副会長及び相談役のいずれかの役職経験者とする。

2 選考委員は、前項の要件を満たす本連盟会員の中から大会の承認を得て、大会の議長が選出する。

(選考委員会の組織)

第 5 条 選考委員会は、前条第 2 項の規定によって選出された 5 人以上 7 人以内の選考委員をもって構成し、選考委員の互選により選考委員長 1 人を置く。

2 選考委員長は、選考委員会を統括し、選考の結果を大会の議長に報告するものとする。

(候補者の推薦)

第 6 条 支部長会の推薦による幹事の候補者は、支部長会の互選により選出する。

2 支部の推薦による支部長の候補者は、支部より役員改選年度の 4 月末日までに会長に報告しなければならない。ただし、会長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期限を変更することができる。

(役員選出の特例)

第 7 条 支部長会推薦の幹事候補者が、会長の指名による副会長に選出された場合には、支部長会から補充選出することができる。

(大会の承認)

第 8 条 この規則により選出された役員については、大会の承認を得るものとする。

(就任承諾)

第 9 条 大会で選出された会長は、速やかに会長就任承諾書（第 1 号様式）を本連盟に提出しなければならない。

2 大会で選出された副会長、幹事長、副幹事長、幹事、会計責任者、会計副責任者、支部長及び会計監事は、速やかに役員就任承諾書（第 2 号様式）を本連盟に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

第1号様式（第9条第1項関係）

会長就任承諾書

年 月 日

神奈川県行政書士政治連盟 御中

所属支部名

事務所
所在地

氏 名

職
印

私儀 年 月 日、神奈川県行政書士政治連盟会長に選任されましたので、その就任を承諾いたします。

第2号様式（第9条第2項関係）

役員就任承諾書

年 月 日

神奈川県行政書士政治連盟 御中

所属支部名

事務所
所在地

氏 名

職
印

私儀 年 月 日、神奈川県行政書士政治連盟 に選任されましたので、その就任を承諾いたします。

注 空欄に各役職名を記載するものとする。